

長野県長野地方事務所告示第4号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成17年4月1日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成17年4月14日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

売りさばき人の名称	住 所	売りさばき場所
(社)長野県建築士会 埴科支部	新 長野市篠ノ井御幣川 306-1	長野市篠ノ井御幣川 306-1 (財)長野県建築住宅センター内
	旧 千曲市大字屋代1881	千曲市大字屋代1881

会計課

長野県告示第213号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結しましたので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年4月14日

長野県知事 田中康夫

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成17年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

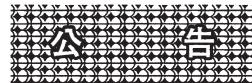
(1) 氏名 佐藤武弘

(2) 住所 東京都中野区弥生町3丁目19番3号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に精算払。ただし、必要に応じ概算払を行う。

監査委員事務局

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年4月14日

長野県松本空港管理事務所長 深井和豊

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

松本空港緑地管理業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成17年11月20日まで

(4) 履行場所

松本市大字空港東8909

長野県松本空港及び周辺

(5) 入札方法

別表の委託業務ごとに入札に付し、価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 県内に本社・支社・支店・営業所等がある者

(5) 指定した期間内に草刈作業ができる作業人員及び草刈機械が確保されていること。

(6) 緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されていること。

(7) 刈草の保管場所が確保できること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字空港東8909

長野県松本空港管理事務所

電話 0263（58）2517

4 入札手続等

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年5月18日 午前10時

イ 場所 やまびこドーム 第1会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年4月28日(木)午後5時までに提出して下さい。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければなりません。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

要します。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

(別表)

業務名	業務等の概要
松本空港緑地管理業務委託(その1)	制限区域内の除草(北側)及び植栽管理
松本空港緑地管理業務委託(その2)	制限区域内の除草(エプロン周辺)及び南側林地の下草刈り
松本空港緑地管理業務委託(その3)	制限区域内の除草(南側)並びに面の除草及び無線施設用地の除草

交通政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年4月14日

長野県知事 田中 康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来) 0.5ml 520本
(予定数)

(2) 物品等の特質

仕様書のとおりです。

(3) 納入期間

平成17年5月2日から平成18年3月31日まで

(4) 納入場所

長野県立須坂病院、長野県立駒ヶ根病院、長野県立阿南病院、長野県立木曽病院及び長野県立こども病院

(5) 入札方法

1 本当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札金額としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去2年間に病床が100床以上の病院を含む複数の病院との間に同種の契約を締結し、誠実に同種の契約を履行した実績を有する者であること。

(5) 薬事法(昭和35年法律第145号)第26条第1項の規定により、医薬品卸売一般販売業について長野県知事の許可を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県衛生部医務課県立病院室

電話 026(235)7143

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年4月28日(木) 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎405号会議室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年4月20日(水)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

医務課県立病院室

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成17年4月14日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

茅野都市計画下水道 茅野市公共下水道

2 縦覧場所

長野県生活環境部生活排水対策室及び茅野市水道部下水道課

水環境課生活排水対策室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年4月14日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成17年4月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ふるさと

3 代表者の氏名

黒岩伸雄

4 主たる事務所の所在地

長野県上水内郡信州新町大字新町31番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢化し、核家族化した地域に住む人達を対象に冠婚葬祭、地域おこしなどのイベントを企画実行し、お年寄りの生活を支援することによって、失われつつある地域の連帯感、伝統を継承して活力ある地域を生み、地域内商工業者の活性化、人が育つ土壤・社会形成実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年4月14日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成17年3月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 かいじゅう二十四

3 代表者の氏名

高橋雄一

4 主たる事務所の所在地

長野県上田市大字神畠302番地31号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、子どもの健全育成を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年4月14日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成17年3月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 コミュニティサポートセンター

3 代表者の氏名

宮下文夫

4 主たる事務所の所在地

長野市大字北尾張部765番地

5 定款に記載された目的

この法人は、新たな地域社会の実現に向けて、市民・行政・団体及び企業などとのパートナーシップの形成をはかり、さまざまな事業の協働や提案を行うことにより、新たな価値を生み出し、地域住民の生活向上と各行政機関や団体・企業の活性化と豊かな夢のあるまちづくりをめざす。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年4月14日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸子プラツツ

小県郡丸子町大字上丸子331-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

昭和建物（株）

長野市大字高田中村259-2

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時30分 (年間60日 午前9時)	午後9時 (年間1日 午後10時)
桜井 八郎	午前9時30分 (年間60日 午前9時)	午後9時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後11時
桜井 八郎	午前9時	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前8時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後11時30分まで
2		

4 変更年月日

平成17年4月28日

5 届出年月日

平成17年3月29日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課及び長野県上小地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年4月14日から平成17年8月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年4月14日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パウナガの

長野市川中島御厨寺字沢973-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（株）ドン・キホーテ

東京都江戸川区北葛西4-14-1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

（株）ドン・キホーテ

東京都江戸川区北葛西4-14-1

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年11月30日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,603平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 270台

(2) 駐輪場の収容台数 106台

(3) 荷さばき施設の面積 92平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 19立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
（株）ドン・キホーテ	24時間	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

1	午前4時から午後10時まで
2	

8 届出年月日

平成17年3月30日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

10 縦覧の期間

平成17年4月14日から平成17年8月14日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日

付け12産振第137号) 様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

土地改良課

公告

下伊那郡阿南町による新野川尻地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成17年4月14日

長野県下伊那地方事務所長 柳沢直樹

1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年4月15日から5月18日まで

3 縦覧の場所

下伊那郡阿南町役場

土地改良課

土地改良課

公告

下伊那郡阿南町による富草大井地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成17年4月14日

長野県下伊那地方事務所長 柳沢直樹

1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年4月15日から5月18日まで

3 縦覧の場所

下伊那郡阿南町役場

土地改良課

土地改良課

公告

県営和平地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成17年4月14日

長野県知事 田中康夫

1 土地改良事業の名称

県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

2 工事の着手年月日

昭和60年7月17日

3 工事の完了年月日

平成16年12月21日

公告

須坂市による河東地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成17年4月14日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

1 土地改良事業の名称

基盤整備促進事業

2 土地改良事業の施行についての同意年月日

平成16年6月22日

3 土地改良事業を行った者の名称

須坂市

4 事務所の所在地

須坂市大字須坂1528番地の1

5 工事着手年月日

平成16年11月12日

6 工事完了年月日

平成17年3月23日

公告

平成16年11月19日、千曲市による生萱正徳地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成17年4月14日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

土地改良課

公告

平成16年11月19日、千曲市による漆原地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成17年4月14日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

土地改良課

公告

平成16年11月19日、千曲市による大田原地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成17年4月14日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

土地改良課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成17年4月14日

長野県知事 田中康夫

1 組合の名称

茅野市西茅野地区画整理組合

2 事業施行期間

平成10年10月12日から平成20年3月31日まで

3 施行地区

茅野市宮川字ハママバ、字焼場、字外垣外、字白口、字新田、字堀尻、字南垣外、字穴田、字六反田、字六反畑及び字中島の各全部並びに宮川字棚田、字切田、字ケイゼン、字中村、字イモリ沢、字腰巻、字蟹畑、字熊柳、字大洞、字出ノ久保、字芳ヶ崎、字善総田、字前田、字横山、字西山、字日向林、字火燈、字大棚、字ソリ田及び字松原の各一部

4 事務所の所在地

茅野市塚原二丁目6番1号 茅野市役所内

5 設立認可の年月日

平成10年10月5日

6 変更認可の年月日

平成17年4月8日

都市計画課